

平成 26 年 8 月 20 日

「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の開始について

消費者庁は、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集を開始しました。

第 186 回通常国会において、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）が平成 26 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布されました。

この改正により、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）において、各事業者の事業を所管する大臣若しくは金融庁長官又は都道府県知事に対して消費者庁長官の権限の一部が付与されます（これらについては、平成 26 年 12 月 1 日に施行されます）。

このため、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令」について所要の改正を行う必要があります（同政令を改正する政令案を以下「本政令案」といいます。）。

本日、消費者庁は、本政令案について、広く一般の御意見を求めるため、パブリックコメント手続を開始しました（意見提出の締切日は平成 26 年 9 月 22 日（月））。

なお、本政令案の概要は、早急に国民の皆様から御意見を伺うためにお示しするものであり、今後、国民の皆様から頂いた情報・意見を踏まえ、政令案を作成する予定です。

本政令案の概要及び意見の提出先等の詳細は、別添の「意見募集要領」を御覧ください。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 表示対策課

担当者：安齋、朝夷^{あさひな}

電 話：03-3507-8800（代表）

（内線 2393、2351）

「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」に関する意見募集について

平成26年8月20日
消費者庁 表示対策課

消費者庁では、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」（以下「本政令案」といいます。）の概要を別紙のとおり作成しました。

つきましては、本政令案について、下記のとおり広く一般の御意見を募集いたします。

記

1 資料の入手方法

- (1) 電子政府の窓口（e-Gov）
- (2) 窓口での配布

消費者庁表示対策課

（東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階）

2 意見募集期間

平成26年8月20日（水）から平成26年9月22日（月）まで（必着）

3 意見の提出方法

意見提出用紙（様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

電子メール、FAX及び郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

- (1) 電子メールの場合

メールアドレス：i.hyojitaishaku2@caa.go.jp

- (2) FAXの場合

FAX番号：03-3507-9295

消費者庁表示対策課 政令案意見募集担当 宛

- (3) 郵送の場合

〒100-6178

東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー5階

消費者庁 表示対策課 政令案意見募集担当 宛

4 注意事項

- ・ 電子メールで御提出の際は、件名を「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」としてください。
- ・ 電子メールでの御意見は、テキスト形式のメールによる御意見だけを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理できません。
- ・ 寄せられた御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- ・ 御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

(様 式)

消費者庁 表示対策課 政令案意見募集担当 宛

件名：不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する
政令の一部を改正する政令案

氏 名	(フリガナ)
住 所	〒
所 属	(会社名) (フリガナ) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
御 意 見	
	※ 本紙に書ききれない場合は別紙に記載してください。

「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令案」の概要について

1 題名の改正

不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 12 条に第 3 項以下が新設されるため、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令」の題名を「不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令」と改める。

2 改正条項

法第 12 条第 1 項の規定に基づく消費者庁長官に委任されない権限として法第 7 条第 2 項の規定に基づき指針を定めること等を第 1 条に追加する。

3 追加条項

- (1) 緊急かつ重点的に不当な表示等に対処する必要があること等、消費者庁長官が事業所管大臣等に報告の徴収及び立入検査等の権限（法第 9 条第 1 項）を委任することができる事情を定める。
- (2) 消費者庁長官が事業所管大臣等に委任する内容及び消費者庁長官が自らその権限を行うことを妨げないことを定める。
- (3) 事業所管大臣等に委任された権限を地方支分部局長又は証券取引等監視委員会への再委任できることを定める。ただし、事業所管大臣等が自らその権限を行うことを妨げないことを定める。
- (4) 公正取引委員会及び事業所管大臣等が委任された権限を行使したとき、その結果について消費者庁長官に報告することを定める。
- (5) 消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、合理的な根拠を示す資料提出要求（法第 4 条第 2 項）、措置命令（法第 6 条）及び報告の徴収及び立入検査等（法第 9 条第 1 項）等の事務を都道府県知事が行うことを定める。ただし、政令に規定する事由のある場合、消費者庁長官（消費者庁長官が権限を委任した公正取引委員会及び事業所管大臣等を含む）が自ら事務を行使することを妨げないことを定める。
- (6) 都道府県知事が前記（5）で定められた事務を行使した場合には、その結果を消費者庁長官に報告することを定める。